

令和3年度

包括外部監査結果報告書  
(概要版)

岡山県の環境政策に関する財務事務の執行及び事業  
の管理について

岡山県包括外部監査人

弁護士 上 尾 洋 平

## 【目次】

第1章	監査の概要	2
1	外部監査の種類	2
2	選定した監査テーマ	2
3	監査テーマとして選定した理由	2
4	外部監査の対象期間	3
5	外部監査の実施期間	3
6	外部監査人及び外部監査人補助者の資格と名称	3
7	利害関係	3
第2章	監査の視点等	4
1	監査の基本的な視点	4
2	外部監査の対象	8
3	外部監査の実施方法	9
4	監査意見の表明方法	11
第3章	外部監査の結果及び意見の総括（総論）	13
1	総括	13
2	指摘事項及び意見のまとめ	13
第4章	結語	39

## 第1章 監査の概要

### 1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

### 2 選定した監査テーマ

岡山県の環境政策に関する財務事務の執行及び事業の管理について

### 3 監査テーマとして選定した理由

- (1) 我が国の高度経済成長期において、環境への配慮が十分ではなかったこと等から、環境汚染、自然破壊が生じ、これらが大きな社会問題となった。

これらの環境問題の解決のため、「公害対策基本法」や「自然環境保全法」が制定され、これらに基づく施策の推進と住民や地方公共団体の努力、企業の公害防止のための投資、技術開発等とがあいまって、公害の克服に向けて努力がなされた結果、昭和50年代半ば頃までには顕著な成果を挙げる事ができた。

- (2) もっとも、近年では、温室効果ガスの排出による地球温暖化の問題は深刻化するとともに、海洋プラスチック問題及びPM2.5に起因する大気汚染の問題など多様かつ新たな環境問題が生じている。

また、近年多発する自然災害（とりわけ豪雨災害）は、環境問題（特に、地球温暖化問題）と切り離すことは不可避である。岡山県は、平成30年7月豪雨の被災県であって、かかる災害によって物心両面において県民が負った傷は、未だ完全に癒えることはなく、県民の環境問題に対する意識は高まっていると思われる。

さらに、岡山県においては、児島湖の環境保全問題等の固有の環境問題を抱えている。

このように環境問題が再び大きな社会問題になる可能性があることや環境問題に起因した自然災害が甚大な被害を招いている昨今の状況に鑑みれば、国及び地方公共団体による環境政策は、県民の生命及び財産を守るために不可欠な政策であるといえ、その重要性を増している。

- (3) 岡山県は、環境基本条例に基づき平成20年に岡山県環境基本計画「エコビジョン2020」を策定するとともに、平成29年に公表された「新晴れの国おかやま生き生きプラン」において「快適な生活環境保全プログラム」として重点的に取り組むべき環境施策を明らかにした。

なお、令和2年度は、上記「エコビジョン2020」の最終年度となる節目の年度であり、平成20年度から実施されてきた「エコビジョン2020」に

基づく岡山県の環境政策に対する取組が検証されるべき時期にある。

- (4) また、岡山県の環境政策に関し、中心的に取組を進めている環境文化部では、令和2年度は当初予算として約33億円（環境関係に係るもの、人件費を除く）の予算を計上しており、その予算規模は必ずしも小さいものではない。
- (5) このように環境政策については、県民にとっても身近かつ重要な問題であるうえに、その事業の遂行状況及び費用対効果については、県民が強い関心を抱く事項である。

岡山県が取り組んでいる環境政策に関する事業について、公益性、公共性の観点から、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が法令・規則等に照らして適切に実施されているか、さらには、効率性及び有効性の観点から適切に執行されているかどうかの視点で検証することは、大いに意義があると判断し、監査の対象とすることとした。

#### 4 外部監査の対象期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日。なお、必要がある範囲で、令和2年度よりも前の年度についても監査の対象とした。

#### 5 外部監査の実施期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

#### 6 外部監査人及び外部監査人補助者の資格と名称

外部監査人	弁護士	上尾洋平
同補助者	弁護士	井上雅雄
同補助者	公認会計士	黒田直樹
同補助者	弁護士	井口亮
同補助者	弁護士	藤井藍沙

#### 7 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29に規定する利害関係はない。

## 第2章 監査の視点等

### 1 監査の基本的な視点

#### (1) 監査の範囲について

ア 本件の包括外部監査を実施するにあたり、監査の範囲について意見交換をする場があった。

監査人としては、文献や過去の包括外部監査報告書を確認する等して包括外部監査の対象範囲について鋭意検討したものの、包括外部監査の範囲について明確な基準を確認することはできなかった。

そこで、本件の監査の基本的な視点を明らかにする前提として、監査の範囲について、監査人の考えを述べることにする。

イ 地方自治法252条の37の1項は、「包括外部監査人は、包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理のうち、第2条第14項及び第15項の規定の趣旨を達成するため必要と認める特定の事件について監査するものとする。」と規定している。かかる規定から、包括外部監査の対象は、「財務に関する事務の執行」及び「経営に係る事業の管理」であって、いわゆる行政監査は含まないことは明らかである。

「財務に関する事務の執行」とは、地方自治法第2編第9章中に規定されている財務に関する事務の執行をいい、予算の執行、収入、支出、契約、現金及び有価証券の出納保管、財務管理等の事務の執行をすべて包含するが、執行以前の予算の編成事務、予算の議会における審議等は含まない（松本英昭著「新版逐条地方自治法」第9次改訂版706頁）。

また、行政監査とは、「一般行政事務そのもの、すなわち内部組織、職員の配置、事務処理の手続、行政の運営等につき、その適正及び効率性・能率性の確保等の観点から行う監査である。」（同著706頁）とされている。

このように、包括外部監査においては、対象とされた特定の事件にかかる財務に関する事務の執行全てが監査の対象となるが、予算の編成事務、予算の議会における審議等並びに行政の内部組織、職員の配置、事務処理の手続及び行政の運営等につき、その適正及び効率性・能率性は監査の対象から外れることになる。

ウ また、同条第2項は、「包括外部監査人は、前項の規定による監査をするに当たっては、当該包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び当該包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理が第2条第14項及び第15項の規定の趣旨にのつとつてなされているかどうか、特に、意を用いなければならぬ。」としている。

この点、第2条第14項は「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」、同条第15項は、「地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。」とされている。

これらの規定を前提とすれば、包括外部監査は、特定の事件に係る地方公共団体の財務事務が有効かつ効率的に実施されているかの観点から監査する必要がある（いわゆる3E監査である。）。

エ なお、財務事務の適法性に関し、「包括外部監査においては、適法性に重点をおいて監査する」等の法律上の規定は存在しないものの、地方自治法第2条16項は「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。」と規定しており、地方公共団体の事務は、法律・条例等の根拠なく処理することはできないことは明らかである。

このように、法令に基づく行政という大原則を前提とすれば、監査の性質上、財務事務の前提となる事業の適法性を確認することは当然の前提であると考えられる。

そのため、財務に関する事務の執行にかかる監査の前提として、当該財務事務の前提となる事業について根拠となる法令が存在するのかの確認については、監査の対象に含まれると考える。

オ これらをまとめると、包括外部監査においては、①事業の根拠となるべき法律や条例等が存在しており、かつ、財務事務がその事務の根拠となる法律や条例等に定める手続きに則り執行されているか（財務事務の合規性）、②財務事務の執行が有効かつ効率的に行われているか（事業の有効性、効率性）を監査の対象とする必要があると考える。

以上を踏まえ、次項以降において、本件の監査テーマである岡山県の環境政策に関する財務事務の執行及び事業の管理について具体的な監査の視点を述べることとする。

## (2) 財務事務の合規性

環境基本法は、第1条において「この法律は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。」としてその目的を明らかにするとともに、基本理念として、①

健全で恵み豊かな環境の恵沢の享受と継承（同3条）、②環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築（同4条）、③国際的協調による地球環境保全の積極的推進（同5条）を掲げている。

また、同法7条は「地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」として、地方公共団体の義務を明らかにしている。

このような環境関連法の法体系を前提とすれば、地方公共団体が実施する環境政策に係る施策は、国の施策に準じた施策であること又は地方公共団体の自然的社会的条件に応じた施策として執行されることが不可欠である。

そのため、仮に、環境政策に関する財務事務が法令等の手続きに則って適正に執行されていたとしても、財務事務のもととなる施策（事業）が国の施策等に準じたものとなっていなければ、財務事務の執行について合規性を認めることはできない。

以上を踏まえ、本件の監査においては、個別の財務事務のもととなる施策が環境基本法等の法律や環境法に基づく基本理念、国が定める基本政策又は岡山県の条例等や基本計画等に準拠して執行されているかについて確認する。

また、環境政策に基づく事業が法令等に依拠する合理的な事業であったとしても、その財務事務は、地方自治法、地方自治法施行令及び県財務規則等に基づいて適法に執行される必要がある。

本監査においては、環境政策に関する財務事務が、これらの法令等に則り、適法かつ適正に執行されているかを中心に監査する。

### (3) 事業の有効性

地方公共団体は、その事務を処理するにあたっては、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない（地方自治法2条14項）。

環境政策における個別の財務事務についても、環境政策の目的を達成するため、最少の経費で最大の効果を挙げる必要があることはいうまでもない。

なお、環境問題は、岡山県内における固有の自然環境（例えば、児島湖の汚染の問題等）に関する問題のように岡山県の環境政策のみによって対応すべき問題のほか、温室効果ガスの増加に起因する地球温暖化の問題や海洋汚染問題のように地球規模や複数の県にまたがる問題があり、その範囲は多岐にわたっている。

このような環境問題に対する地方自治体による環境政策は、その効果を明確に判定できる場合だけでなく、その効果を定量的に判定しづらい場合がある（例えば、児島湖の汚染問題に関しては、汚染物質の増減から環境政策の効果を定量的に検証しうる一方で瀬戸内海の汚染問題や大気汚染の問題は、県境をまたぐ問題であり、岡山県が実施した環境政策の効果を定量的に判定することは容易ではないと思われる。また、啓発活動事業は、定量的な効果測定は困難である。）。

この点、環境政策について、定量的な効果が直ちに表れずとも、事業を継続することによって将来の環境の維持や改善に資する場合もあり、短期的かつ定量的な効果の有無のみをもって環境政策の有効性を評価することは早計である。

このように環境政策は、その効果を定量的に判断しづらい側面があり、かかる特徴を踏まえると、環境政策を実効的に実施するためには、その事業における目標が明確な目的意識をもって設定されること、目標の設定が合理的であること、その効果を合理的に検証されること及び検証された効果が次年度以降の事業に活かされることが極めて重要であり、かかる目標の設定及び効果の検証が適切になされなければ、事業としての有効性が乏しいにも拘らず、漫然とその改善がなされることがないまま、徒に公金が支出される恐れがある。

本監査においては、環境政策に係る事業の効果に関する目標が明確かつ合理的に設定されているのか、効果が検証されているか、かかる効果の検証手法が合理的か、その検証結果を次年度以降にどのように生かしているか等を事業の有効性の評価指標として監査する。

#### (4) 事業の効率性

環境政策に基づく事業の目標の設定や効果の判定が的確になされていたとしても、事業によって得られた効果とその効果を得るために費やされた公金の額が相当なものでなければ、かかる政策の実施について、県民の納得を得ることはできない。

すなわち、投資された公金の額と得られた効果が均衡していなければ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない（地方自治法2条14号）と規定している趣旨を全うできない。

そのため、各環境政策に基づく事業の効果と予算の執行額が均衡しているかを監査の対象とする。



(5) 監査の具体的視点

以上の監査の視点を考慮し、下記の3点を具体的な視点として、監査を実施した。

記

ア 財務事務の合规性

- ・環境政策に関する事務の執行が環境法等の法令、環境基本条例等の条例又は基本理念等に整合しているか。
- ・財務事務の執行が法令及び岡山県財務規則等に準拠して適法になされているか。

イ 事業の有効性

- ・事業の効果について目標が明確に設定されているのか。
- ・事業の目標の設定が合理的か。
- ・事業の効果が検証されているか。
- ・事業の効果の検証手法が合理的か。
- ・効果の検証結果は、次年度以降の事業の実施に反映されているか。
- ・社会情勢や外部環境の変化を踏まえて事業の目標が見直されているか。

ウ 事業の効率性

- ・環境政策に基づく事業の効果と執行された予算が見合っているのか。
- ・より少額の費用で同様の効果をもたらす方法の有無について検討されているか。

2 外部監査の対象

(1) 対象部署及び対象事業

環境文化部のうち、環境政策に関する財務事務及び事業に関わる部署、具体的には、環境企画課、新エネルギー・温暖化対策室、環境管理課、循環型社会推進課（災害廃棄物対策室を含む。）及び自然環境課を対象部署とし、上記各部署が令和2年度に予算執行した119の事業を監査対象とする。

(2) 選定理由

ア 岡山県の環境政策について、環境基本計画の立案等環境政策の中心を担っているのは環境文化部である。

なお、環境政策を担当するその他の部署としては、環境企画課が所管する環境保健センター内の環境科学部及び岡山県下に3か所所在する県民局（備前県

民局、備中県民局及び美作県民局)の地域政策部環境課がある。

監査の過程において、環境保健センター及び県民局が実施する環境政策の内容等について確認したところ、環境文化部の各課が事業の企画及び予算を作成しており、環境保健センター及び県民局は、定められた企画及び予算にしたがって実際に事業を実施しているとのことであった(例えば、環境保健センターが実施する大気の実験業務は、環境管理課において企画及び予算を編成しており、環境保健センターは、専門的知見に基づいて大気の実験を実施するものである。また、環境企画課が企画する県民の意見を聴く会の一部を県民局が実施したりするとのことである。)

このように、環境保健センター及び県民局が実施する環境政策に関する事業は、環境文化部が企画し予算を編成した事業であり、環境保健センター及び県民局が独自に環境政策を立案して実施することは、ほぼないとのことであった。

そのため、監査テーマである環境政策に関する財務事務の執行及び事業の管理の把握のためには、環境文化部が所管する環境政策を監査することで必要かつ十分であると判断した。

なお、環境保健センターの財務事務については、令和元年の包括外部監査「試験研究機関及び関連機関における財務事務の執行及び管理運営について」、県民局が所管する行政の財務に関する事務の執行については、平成22年の包括外部監査「岡山県備前県民局、同備中県民局及び同美作県民局が所管する行政の財務に関する事務の執行について」においてそれぞれ監査の対象とされているため、環境保健センター及び県民局の財務事務の執行については、上記各監査報告書をご参照いただきたい。

なお、環境文化部には、上記の課のほか、文化振興課、スポーツ振興課及び全国植樹祭推進室が存在するが、上記各課は、環境政策とは関わっていないことから、監査対象部署とはしていない。

イ また、対象事業については、岡山県の環境政策全般を監査の対象とするため、対象事業を選別することなく監査対象部署が令和2年度に予算執行した全ての事業を監査の対象とした。

### 3 外部監査の実施方法

#### (1) 環境関連法体系の理解

##### ア 環境関連法令等の理解

環境基本法をはじめ、国内の環境政策に関する法体系を把握するとともに、平成30年4月に策定された国の第5次環境基本計画の内容を精査した。

イ 岡山県の環境法令等，環境基本計画及び要綱等の理解

岡山県の環境政策に関する条例等を精査するとともに，環境政策の根幹となる環境基本計画エコビジョン2020及びエコビジョン2040の内容を精査した。

ウ 近隣県の環境基本計画の把握

岡山県の近隣県の環境政策の取組状況を把握するため，岡山県を除く中国4県，四国4県及び兵庫県の環境基本計画の内容を把握した。

(2) 環境政策の全体像に関する資料の徴求及びヒアリング

岡山県の環境政策の全体像を把握するため，令和3年7月2日，岡山県の環境政策を担っている環境文化部の担当者と面談を実施のうえ，岡山県の環境政策全般の概要資料の提出を受けるとともに，その内容について説明を受けた。

(3) 資料の実査

岡山県の環境政策全般の概要資料（委託に係る稟議資料や仕様書，見積書，委託契約書，会議の議事録，事業の報告書などの資料一式）の内容を精査したうえで，個別の事業について，同年9月に1次的な質問を実施するとともに，事業に関する資料を追加で徴求し，下記のとおり，資料を実査した。

記

9月27日：環境企画課所管事業の資料の実査

9月28日：新エネルギー・温暖化対策室所管事業の資料の実査

10月6日：自然環境課所管事業の資料の実査

10月11日：循環型社会推進課・災害廃棄物対策室所管事業の資料の実査

10月20日：環境管理課所管事業の資料の実査

(4) 第1次ヒアリング

資料の実査及び1次的な質問の回答内容を踏まえて，監査対象とする環境政策に関する財務事務及び事業について，担当部署の責任者及び担当者に対して事業の内容や実施状況を把握するため，下記のとおりヒアリングを実施した。

記

10月7日：環境企画課所管事業に対するヒアリング

10月8日：新エネルギー・温暖化対策室所管事業に対するヒアリング

10月19日：自然環境課所管事業に対するヒアリング

10月22日：循環型社会推進課・災害廃棄物対策室所管事業に対するヒアリング

10月28日：環境管理課所管事業に対するヒアリング

(5) 運用現場の視察，事業等の管理状況の確認

令和3年12月24日，岡山県和気町に所在する自然保護センターを訪問し，指定管理に係る備品の管理状況等を確認するとともに，指定管理の状況について質疑応答をした。

(6) 第2次ヒアリング

監査人において，いったん監査意見を作成し，かかる監査意見について事実誤認がないかについて，下記のとおり，担当課の職員からヒアリングを実施した。

記

2月3日：環境企画課，循環型社会推進課・災害廃棄物対策室及び自然環境課の所管事業

2月7日：新エネルギー・温暖化対策室及び環境管理課の所管事業

(7) 第3次ヒアリング

監査人において，監査意見を修正し，かかる監査意見について事実誤認がないかについて，3月2日に環境企画課，新エネルギー・温暖化対策室，循環型社会推進課及び自然環境課の職員から改めてヒアリングを実施した。

4 監査意見の表明方法

環境政策に関する事業は多岐にわたることから，それらに対する監査の結果について可及的に一覧性及び明瞭性をもたせることが包括外部監査においては重要であると考えます。

もっとも，監査対象となる各事業について，単に「指摘」や「意見」を述べたり，「問題がない」と述べたりするだけでは，なぜそのような「指摘」，「意見」に至ったのか，又はなぜ「問題がない」と判断されたのか判然とせず，監査の意義が乏しいものとなるおそれがある。

そこで，指摘や意見を述べる又は問題点なしと判断する前提として，監査の基本的視点において提示した3つの視点から，各事業を監査した結果を個別に下記のAからDまでの基準を用いて統一的に評価するとともに，上記の評価と関連付けて，各事業の監査項目について，監査人が速やかに改善すべき重要事

項として判断したもの（評価が「D」となったもの）について「指摘事項」、直ちに改善すべきではないが改善を検討することが望ましいと判断した事項（評価が「C」となったもの）について「意見」をそれぞれ記載する。

記

- A：違法又は不適当な点はなく，将来の事情まで考慮して十分な対応がなされている。
- B：違法又は不適当な点はなく，現状において必要な対応がなされている。
- C：違法又は不適当な点はないが，現在の対応を改善することが望ましい。
- D：違法又は不適当な点が認められ，直ちに改善する必要がある。

### 第3章 外部監査の結果及び意見の総括（総論）

#### 1 総括

- (1) 本件の包括外部監査の結果は、19頁以降の一覧表に記載のとおりである。

まず、一覧表について概説する。

一覧表の「対象事業」欄には監査の対象とした環境政策に関する事業を記載している。

「評価欄」は、前記監査の視点において示した3つの視点に基づいて、それぞれの評価結果を記載している。なお、評価欄の①は財務事務の合規性、②は事業の有効性、③は事業の効率性に関するそれぞれの評価を記載している（例えば、①にBとあれば、「当該事業に係る財務事務の合規性について、違法又は不適当な点はなく、現状において必要な対応がなされている」という意味となる。）。

「指摘事項・意見」欄には、監査人の指摘事項及び意見の概要を記載している。指摘事項及び意見は、記載されている監査の視点に対応した指摘事項又は意見となっている。基本的には、評価がCとなった箇所には意見、Dとなった箇所は指摘事項を記載している。

これらの整理をすることで、監査人の指摘事項及び意見がいかなる事項に対してなされているのかを一覧性をもって把握できるようにした。

- (2) 次に、監査結果について概要を述べる。

本件の監査において、監査人が指摘事項とした項目は12項目、意見とした項目は23項目である。

監査人が本件の監査において特に留意すべきと考える指摘事項及び意見について、「指摘事項及び意見のまとめ」として次項に記載している。

#### 2 指摘事項及び意見のまとめ

- (1) 財務事務の合規性について

ア 本件の監査対象とした環境政策に関する事業については、そのほとんどが法律、条令又は基本計画に基づいて執行されていることを確認した。

イ もっとも、財務事務の執行の根拠となる国の基本計画は存在し、かかる国の基本計画において各地方公共団体において計画を策定すべきとされているにも拘らず、基本計画等が策定されていないケース（指摘事項5-1）が確認された。

環境政策に係る財務事務は、環境基本法等の法令や国が定める基本政策又は岡山県の条例等の法令や基本計画等に準拠して執行されることが必要であることは既に述べたとおりである。

そのため、仮に、過年度において執行されている財務事務であったとしても、財務事務の執行にあたっては、その根拠法令を逐一確認するよう留意すべきである。

ウ また、監査の過程において、任意団体である岡山県環境衛生協会の事務局が県庁内に設置されていること、同協会の事務を県の職員が行っている場合があること及び同協会を対象とした補助金があることを確認した。

岡山県環境衛生協会がその成り立ちや活動の歴史的にも公的色彩が強い団体であること、同協会が岡山県の環境政策において果たす役割は必ずしも小さくはないことは監査人としても理解するところであるが、そのかわり方について、検討する必要があると考えるため意見としている（意見4-1）。

エ 財務事務の執行において、工事の委託が一般競争入札の手続きを経て落札されたのち、仕様の変更により委託金額が落札額よりも30%を超えて増額されたケースを確認した。

かかる財務事務の執行はガイドラインに違反することから、この点については指摘事項とした（指摘事項5-2、指摘事項5-3）。

オ また、業務の委託が随意契約でなされているが見積書が1通しか確認することができないケースが散見されたところ、その理由のほとんどは「契約内容の特殊性により、相手方が特定される時。」（会計要綱）に該当するという説明であった。

確かに、事業の特殊性から契約の相手方が特定される事業もある（例：鳥獣保護区設定事業におけるキジの放鳥事業等）。このように事業について顕著な特殊性が認められるケースについては、上記の会計要綱の定めにも該当すると判断し、見積書が1通しかない場合でも財務事務の執行の合规性をBと評価している。

なお、契約内容が特殊なケースは、委託先が固定される傾向があるが、業務委託に係る随意契約ガイドラインの「第4運用に当たっての留意事項」において、「(6) これまでに特命随意契約を行っている場合においては、前例や経緯、既成概念にとらわれることなく、競争性のある契約方法がとれないかを検討すること。」と定められていることに照らせば、契約内容が特殊であるとの理由で、安易に委託先を固定してはならないことに強く留意すべきである。

カ また、監査の過程において、現在、岡山県においてセミナー講師や専門家に対する謝金の支払額についての規程が存在せず、担当課室に委ねられている状況であることを確認した。

このような運用となっている理由を確認したところ、過去には講師に対する謝金の規程に準ずるものとして予算単価表が存在していたが、講師の知名度や

所属会社の相場等により大きく金額が異なる場合があり、統一的な金額で執行することは困難であって、廃止されたとのことであった（なお、不正防止の観点からは、県庁内において他部署の決裁（組織内の第三者チェック）により謝金が支払われる仕組みとなっており、不正防止機能があるとのことである。）。

確かに、講師の知名度等によって講師謝礼が異なることは理解できるものの、部署毎で謝金の金額の裁量の余地がある場合、個人的な関係を理由に講師料を増額する等の不正が行われるリスクは否定できない。

上記の点について、岡山県においては、過去、講師謝金に関する基準を設けていたものの、客観的な根拠として、規程を整備しそれに基づき支払額を決定することで、不正の防止や担当課への負担軽減にもつながると思われる。

したがって、将来的には、岡山県において、セミナー講師・専門家謝金に関する規程を整備すべきと考える（なお、上記は監査人の所感であって、指摘事項とする趣旨ではない。）。

## (2) 事業の有効性

事業の有効性については、啓発事業等の効果測定及び会議や研修の持ち方について、留意すべき点があると思われたことから、下記のとおり、個別に記載する。

### 記

#### ア 啓発事業等の効果測定について

(ア) 岡山県の環境政策として、県民の環境に対する意識を醸成するための啓発事業や県民による環境保全活動を推進するための普及促進事業が複数取り組まれており、かかる事業に伴って財務事務が執行されている（例：「エコパートナーシップおかやまの活動推進事業」、「クールビズ・ウォームビズ県民運動事業」、「COOL CHOICE！推進事業」等）。

(イ) この点、岡山県民が一丸となって環境保全活動に取り組むためには、上記の啓発活動及び普及促進活動は極めて重要であって、これらの事業は、環境政策としての意義は大きい。

もっとも、上記の事業について事業の達成目標等が設定されていないケースが散見された。

確かに、啓発活動や普及推進事業について、目標を設定することは容易ではない。

また、このような事業の有効性に関する監査は、事業の在り方に関する監査であって、「指摘事項」には当たり得ないと思われるかもしれない。



しかしながら、第2章の1「監査の基本的な視点」において述べたとおり、地方公共団体は、最少の経費で最大の効果を挙げるようにその事務を処理しなければならないとされており（地方自治法2条14項）、包括外部監査は、かかる趣旨に則ってなされているかどうか、特に、意を用いなければならないとされている。

この点、予算を執行して実施された事業の効果を把握することができなければ、その後の事業内容について、改善策を検討する等のPDCAサイクルを機能させることができないし、執行された予算と事業効果が均衡しているかを把握することもできない（このような事態が継続すれば、効果の低い事業が前例踏襲という形で継続される恐れがある。）。

このように、事業の効果を把握しないことの弊害は大きいことから、監査人としては、啓発事業等の有効性の監査において、成果指標が設定されていない場合は「指摘事項」とし、成果指標が設けられていても、それが成果指標の設定を改善すべき場合や事業の成果を踏まえた改善策が検討されていないと判断される場合には「意見」としている。

(ウ) なお、啓発事業等であっても、その効果を的確に測定している事業もある。

具体的には、県民にレジ袋の削減のためマイバックの普及を進めること等を内容とする「エコライフ推進事業」（循環型社会推進課の所管）は、普及推進運動であるが、その効果を把握することでの的確に効果を測定している。

すなわち、エコライフ推進事業において岡山県マイバック持参率等について、毎年アンケートを実施しており、平成22年度以降のアンケート結果が岡山県のHPに掲載されている。

そのため、県民のマイバック保有率の推移が明確に把握することができるうえに、レジ袋有料化の影響はあるものの結果としてマイバックの普及率を上昇させることに成功している。

このように普及促進事業であっても、的確に効果を測定し、成果を挙げている事業があることを踏まえ、啓発事業や普及促進事業についても効果測定をする必要のあることを強く留意すべきである。

#### イ 会議及び研修の在り方について

(ア) 会議及び研修が予定されている事業について、書面開催（参加者が集合することなく資料を配布するのみ）とされているケースを複数確認した。

(イ) 監査の過程について、書面開催ではなくウェブでの開催とすることの可否について確認したところ、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症が蔓延した最初の年度であり、岡山県においてウェブ会議等の導入に必要な機材の準備が

困難であったことや会議の参加者においてウェブ会議等の機材を確保することが困難であったこと及び令和3年度は積極的にウェブ方式を導入しているとのことであった。

- (ウ) 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえれば、令和2年度において直ちにウェブ方式を導入するための準備ができなかったことは無理からぬ面がある。

そのため、令和2年度において、本来予定されていた会議が書面開催とされたケースでも事業の有効性の評価をBとしている。

ただし、令和3年度以降は、積極的にウェブでの開催を検討すべきである。

### (3) 事業の効率性について

- ア 普及事業等において事業の達成目標等が設定されていないケースがあり、効果が把握できない事業があることは、前項において述べたとおりである。

この点、事業の効果が明らかでなければ投資された経費がかかる事業の効果と均衡しているかを把握することは困難であり、事業の効率性を検証することはできない。

このように、事業の効果を把握できないことによって、事業の効率性を判定できず、事業効果がない事業に対しても公金が投入される恐れがある。

なお、本監査においては、事業目的が設定されていないなど事業の効果が判明しない事業については、事業の効率性についてもCと評価している。

- イ また、事業の効果に比して高額な経費が投入されていると思われる事業については、改善の余地があるとして意見を述べている（意見2-7、意見4-2）

- ウ なお、環境政策に係る事業の内容として会議及び研修が予定されている業務が複数あるところ、比較的高額な会場利用料が予算として計上されているケースが散見された。

上記のケースについて予算の執行状況を確認したところ、予算の段階では民間のホテルを基準とした会場利用料を計上していたとしても、執行の段階ではウェブ会議や県が所有する施設を利用して会議や研修を行うなど効率的な予算執行に努めており、必ずしも会議及び研修の会場に民間のホテルを利用しているわけではないとのことであった。

そのため、会議や研修の会場費用として民間ホテルの費用を予算計上しているケースであっても、執行状況を踏まえて、その事業の効率性の評価をBとしている。

もっとも、参加者のアクセスの利便性や会場の広さなどを考慮して、会議や研修の会場に民間ホテルを利用しているケースもある。

しかしながら、会議や研修の会場に安易に民間ホテルを利用することは効率性の観点から改善の余地があり、慎重に会場を選択すべきであるというまでもない。

環境企画課所管事業

No	対象事業	評価	指摘事項・意見	
1 総合的な環境行政の推進事業				
1-(1)	環境基本計画策定事業	①	B	
		②	D	意見 1-1：環境基本計画に掲げられた各事業については、可及的に具体的な指標を設けるべきである。また、指標を決定した理由等が把握できるよう計画を策定することを検討すべきである。 指摘事項 1-1：事業所に対する意見聴取の対象数等を検討すべきである。
		③	B	
1-(2)	環境基本計画推進体制整備事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
1-(3)	エコパートナーシップおかやまの活動推進事業	①	B	
		②	C	意見 1-2：エコパートナーシップおかやまの活動目標等明確な成果目標を立てたうえで活動を推進すべきである。
		③	B	
1-(4)	環境白書作成事業	①	B	
		②	C	意見 1-3：環境基本計画に掲げられた各事業について、自己評価ではなく客観的な評価がなされるよう検討すべきである。
		③	B	
1-(5)	環境審議会運営事業	①	B	
		②	C	意見 1-4：環境審議会の役割を果たすため、議事録の在り方等を検討すべきである。
		③	B	
2	快適な環境づくり推進事業	財務事務の執行がなく、監査の対象とはしていない。		

3	景観形成推進事業	①	B	意見 1 - 5 : 「晴れの国おかやま景観計画」の基本事項の内容を踏まえて、本事業を遂行すべきである。
		②	C	
		③	B	
4	環境影響評価審査事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
5 公害・環境関連対策				
5-(1)	公害防止計画推進事業	財務事務の執行がなく、監査の対象とはしていない。		
5-(2)	公害苦情処理連絡調整事業	財務事務の執行がなく、監査の対象とはしていない。		
5-(3)	公害審査会連絡調整事業	財務事務の執行がなく、監査の対象とはしていない。		
5-(4)	公害健康被害予防事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
5-(5)	公害防止管理者等指導事業	財務事務の執行がなく、監査の対象とはしていない。		
5-(6)	公害防止指導調整事業	財務事務の執行がなく、監査の対象とはしていない。		
5-(7)	フロン類等施行事業	①	B	
		②	B	
		③	B	

6 人形峠環境技術センターに係る環境放射線の監視測定等			
6-(1)	放射線等監視事業	①	B
		②	B
		③	B
6-(2)	放射能水準調査事業	①	B
		②	B
		③	B
6-(3)	広報調査等事業	①	B
		②	C 意見1-6：視察や研修の成果目標を明確に定めるべきである。
		③	C
6-(4)	原子力防災施設等整備事業	①	B
		②	B
		③	B
7	墓地・埋葬等に関する事業	①	B
		②	B
		③	B

新エネルギー・温暖化対策室所管事業

No	対象事業	評価	指摘事項・意見
1 地球温暖化対策の促進事業			
1-(1)	クールビズ・ウォームビズ県民運動事業	①	B
		②	D 指摘事項2-1:「クールビズ県民運動」,「ウォームビズ県民運動」についてアンケート調査を実施して今後の事業推進に活用する等,本事業の有効性を検証する手段を確立すべきである。
		③	B
1-(2)	COOL CHOICE!推進事業	①	B
		②	D 意見2-1:「おかやまCOOL CHOICE!サポーター」事業の有効性を再検討すべきである。 指摘事項2-2:「おかやまCOOL CHOICE!サポーター」事業の広報方法を検討すべきである。 指摘事項2-3:「おかやまCOOL CHOICE!宣言企業」事業の参加企業について,登録後の取組状況についても定期的に確認すべきである。
		③	B
1-(3)	アースキーパーメンバーシップ推進事業	①	B
		②	C 意見2-2:会員数の増加に主眼が置かれ,アースキーパーの環境保全活動の普及促進という観点からは活動状況の把握が不十分であることから,目標設定を検討すべきである。 意見2-3:アースキーパーメンバーシップの事業所版(法人会員)と「COOL CHOICE!推進事業」の棲み分けを検討すべきである。
		③	B
1-(4)	地球温暖化防止活動推進員の支援事業	①	B
		②	B
		③	B

1-(5)	温室効果ガス算定・報告・公表 制度集計分析事業	①	B	
		②	C	意見 2-4：温室効果ガス算定結果及び岡山県内温室効果ガス排出量の算定及び分析結果をもとに、 県の実施する事業との関連性についても分析を行うことを検討すべきである。
		③	B	
1-(6)	事業者の省エネ対策促進事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
1-(7)	住宅用省エネ・蓄エネ等設備導 入促進事業	①	B	
		②	C	意見 2-5：当該事業の有効性をコストとベネフィットの観点から検討すべきである。
		③	C	
2 新エネルギーの推進事業				
2-(1)	おかやま新エネルギービジョン 推進事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
2-(2)	電気自動車等普及促進事業	①	B	
		②	D	指摘事項 2-4：公用車として導入しているEV車について、一般車に優先して利用する仕組みを検 討すべきである。
				意見 2-6：県の職員が公用車としてのEV車を利用した際のアンケート調査を実施し、当該内容を 公表することを検討すべきである。
③	C	指摘事項 2-5：試乗モニター事業における効果の検証について、より適切な方法を検討すべきであ る。		
				意見 2-7：試乗モニター事業として、著名人モニター7名を選定し、SNS等で発信してもらって いるが、支出に見合う効果について一見して明らかでないことから事業の実施方法について検討すべ きである。
2-(3)	スマートコミュニティ形成支援 事業	財務事務の執行がなく、監査の対象とはしていない。		



3 環境マネジメントの促進				
3-(1)	環境マネジメント推進事業	①	B	意見2-8：外部評価委員会の報告書の内容を充実させることを検討すべきである。
		②	C	
		③	B	
3-(2)	エコアクション21認証取得支援事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
4 環境学習の推進事業				
4-(1)	協働による環境学習推進事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
4-(2)	環境学習エコツアー事業	①	B	
		②	B	
		③	B	

環境管理課所管事業

No	対象事業	評価		指摘事項・意見
1 水質保全対策事業				
1-(1)	水質保全行政運営事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
1-(2)	特定施設の届出受理・立入検査指導事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
1-(3)	排水基準監視事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
1-(4)	環境負荷低減条例施行事業（特定施設の届出受理・立入検査指導事業）	①	B	
		②	B	
		③	B	
1-(5)	環境負荷低減条例施行事業（排水基準監視事業）	①	B	
		②	B	
		③	B	
1-(6)	水質汚濁事象調査事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
1-(7)	水質監視事業（公共用水域水質監視事業）	①	B	
		②	B	
		③	B	

1-(8)	水質監視事業（地下水水質監視事業）	①	B	
		②	B	
		③	B	
1-(9)	水質監視事業（公共用水域水質測定計画作成事業）	①	B	
		②	B	
		③	B	
1-(10)	広域総合水質調査事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
1-(11)	生活雑排水対策推進事業	①	B	
		②	C	意見 3-1：本事業の成果を把握するための指標の設定や方策を検討すべきである。
		③	C	
1-(12)	許可立入検査事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
1-(13)	自然海浜保全対策事業	①	B	
		②	C	意見 3-2：解説看板の設置による啓発の効果を把握するための方策を検討すべきである。
		③	C	
1-(14)	自然海浜保全推進事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
2 児島湖流域環境保全対策事業				
2-(1)	啓発活動事業	①	B	
		②	B	
		③	B	

2-(2)	児島湖再生事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
2-(3)	浄化用水導入事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
2-(4)	児島湖環境保全推進事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
2-(5)	湖沼水質保全計画推進事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
2-(6)	児島湖に係る第8期湖沼水質保全計画策定事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
2-(7)	児島湖水質改善促進事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
3 化学物質対策				
3-(1)	ダイオキシン法施行事業（ダイオキシン法監視指導事業）	①	B	
		②	B	
		③	B	
3-(2)	ダイオキシン法施行事業（ダイオキシン法常時監視事業）	①	C	意見3-3：委託契約における委託費用が増加することがないように財務事務の執行については留意すべきである。
		②	B	
		③	B	

3-(3)	有害大気汚染物質調査事業（モニタリング機器整備事業）	①	B	
		②	B	
		③	B	
3-(4)	有害大気汚染物質調査事業（モニタリング調査事業）	①	B	
		②	B	
		③	B	
3-(5)	有害大気汚染物質調査事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
3-(6)	化学物質環境調査事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
3-(7)	有害化学物質対策事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
3-(8)	土壌汚染対策事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
4 大気汚染対策				
4-(1)	大気汚染防止法等事業（大気保全行政運営事業）	①	B	
		②	B	
		③	B	
4-(2)	大気汚染防止法等事業（大気汚染防止法施行事業）	①	B	
		②	B	
		③	B	

4-(3)	大気汚染防止法等事業（環境負荷低減条例施行事業）	①	B	
		②	B	
		③	B	
4-(4)	大気汚染防止法等事業（環境大気常時監視システム整備事業）	①	B	
		②	B	
		③	B	
4-(5)	大気汚染防止法施行事業（公害防止推進事業）	財務事務の執行がなく，監査の対象とはしていない。		
4-(6)	大気汚染防止法施行事業（オフロード法施行事業）	①	B	
		②	B	
		③	B	
4-(7)	光化学オキシダント対策事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
4-(8)	晴れの国ブルースカイ事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
4-(9)	環境バス導入加速事業	財務事務の執行がなく，監査の対象とはしていない。		
4-(10)	環境対応バス導入応援事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
4-(11)	酸性雨等監視測定事業	①	B	
		②	B	
		③	B	

5 アスベスト対策			
5-(1)	アスベスト対策協議会運営事業	財務事務の執行がなく、監査の対象とはしていない。	
5-(2)	アスベスト濃度調査事業	①	B
		②	B
		③	B
6 騒音・振動・悪臭対策			
6-(1)	生活公害対策（騒音規制法施行）事業	①	B
		②	B
		③	B
6-(2)	生活公害対策（振動規制法施行）事業	①	B
		②	B
		③	B
6-(3)	生活公害対策（悪臭防止法施行）事業	①	B
		②	B
		③	B
6-(4)	生活公害対策事業	①	B
		②	B
		③	B

循環型社会推進課所管事業

No	対象事業	評価	指摘事項・意見
1 ごみゼロ社会推進事業			
1-(1)	岡山県ごみゼロ社会プロジェクト推進会議開催事業	① B	
		② B	
		③ B	
1-(2)	3R活動推進フォーラム会議開催事業	財務事務の執行がなく、監査の対象とはしていない。	
1-(3)	再生品使用促進事業	① B	
		② B	
		③ B	
1-(4)	岡山県食品ロス削減推進計画策定事業	財務事務の執行がなく、監査の対象とはしていない。	
2	おかやま・もったいない県民運動推進事業	① B	
		② B	
		③ B	
3	エコライフ推進事業	① A	
		② A	
		③ A	
4	食品ロス・家庭ごみ削減促進事業	① B	
		② B	
		③ B	
5	環境にやさしい企業づくり事業	① B	
		② B	
		③ B	



6	循環資源情報提供システム運営・保守事業	①	B	指摘事項4-1:循環資源マッチングシステムの運営について検討すべきである。
		②	D	
		③	C	
7	中小企業3Rアドバイザー派遣事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
8	おokayamaプラスチックスマート運動事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
9	プラスチック3R推進セミナー事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
10	生活環境施設整備指導監督事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
11	浄化槽設置促進事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
12	災害廃棄物処理体制強靱化事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
13	おokayamaの美しい海, 海ごみクリーンアップ事業	①	B	
		②	B	
		③	B	

14	環境衛生普及事業	①	C	意見4-1：岡山県環境衛生協会の事務局を県庁内に設置すること，同協会の事務を県の職員が行うことについて，そのかわり方を検討するとともに，補助金の対象を環境衛生協会のみとすることを改善すべきである。
		②	C	
		③	B	
15	環境美化対策事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
16	きれいな生活環境づくり促進事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
17	県外搬入指導取締事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
18	育成指導事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
19	産業廃棄物実態調査事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
20	不法投棄防止啓発事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
21	監視指導体制強化事業	①	B	
		②	B	
		③	B	

22	不法投棄等監視強化事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
23	廃棄物不法投棄防止ネットワーク化事業	①	B	
		②	B	
		③	C	意見4-2：上空監視事業の実施方法について、より安価な方法の有無について検討すべきである。
24	対応力強化事業	①	B	
		②	C	意見4-3：研修会についてはオンラインによる研修を積極的に導入することを検討すべきである。
		③	B	
25	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進事業	財務事務の執行がなく、監査の対象とはしていない。		
26	ポリ塩化ビフェニル廃棄物監視指導事業	①	B	
		②	B	
		③	B	

災害廃棄物対策室所管事業

No	対象事業	評価		指摘事項・意見
1	災害廃棄物処理受託事業	①	B	
		②	B	
		③	B	

自然環境課所管事業

No	対象事業	評価	指摘事項・意見
1 自然公園事業			
1-(1)	自然公園（管理指導）事業	①	B
		②	B
		③	B
1-(2)	自然公園管理（中国自然歩道）事業	①	B
		②	B
		③	B
1-(3)	自然公園管理（野営場等）事業	①	D 指摘事項5-1：野営場等の管理等の行政事務を執行するにあたって、基本計画を根拠とすべきである。
		②	B
		③	B
1-(4)	自然公園設備（国定公園等）事業	①	D 指摘事項5-2：請負工事の仕様の変更については、ガイドラインを遵守することを原則とすべきである。
		②	B
		③	B
1-(5)	自然公園設備（国立公園）事業	①	D
		②	B
		③	B
2	塩釜園地再整備事業	①	D 指摘事項5-3：請負工事の仕様の変更については、ガイドラインを遵守することを原則とすべきである。
		②	B
		③	B

3	国立公園満喫プロジェクト推進事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
4	誘客アップに向けた自然公園設備整備事業	①	B	
		②	D	指摘事項5-4：自然公園の利用者の意見を可及的に広く集めることを検討すべきである。
		③	C	
5	観光客アトラクト推進事業	①	B	
		②	D	指摘事項5-5：定量的な効果測定が困難な場合でも成果指標を設けるべきである。
		③	C	
6	自然環境保全審議会運営事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
7	自然保護推進員活動事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
8	自然環境保全推進（自然保護地域等保護管理）事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
9 希少野生動植物保護事業				
9-(1)	希少野生動植物保護（条例施行）事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
9-(2)	希少野生動植物保護（保護推進活動支援）事業	①	B	
		②	B	
		③	B	

9-(3)	希少野生動植物保護（レッドデータブック等更新）事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
10	鳥獣保護区設定事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
11	愛鳥思想普及事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
12	鳥獣生息調査事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
13	野生鳥獣保護管理対策事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
14	ツキノワグマ等被害防止強化促進事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
15	外来生物被害防止対策事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
16	自然環境保全推進事業	①	C	意見5-1：本事業の目的と自然保護基本計画との関連性を明確にすべく、本事業が目的とする事業内容を自然保護基本計画に盛り込むことを検討すべきである。
		②	B	
		③	B	

17 みどりふれあい事業			
17-(1)	みどりふれあい（みどりの少年 隊交流等）事業	①	B
		②	B
		③	B
17-(2)	みどりふれあい（みどりの大会 開催）事業	①	C 意見5-2：みどりの大会の収支報告書について、「税込み」表示と「税抜き」表示を統一して標記すべきである。
		②	B
		③	B
17-(3)	みどりふれあい（緑化運動ポス ターコンクール）事業	①	B
		②	B
		③	B
18	自然保護センター管理事業	①	C 意見5-3：自然保護センターの収支については、根拠資料を確認するなどして詳細な内容を把握するよう改善すべきである。
		②	B
		③	B

## 第4章 結語

- 1 総論において述べたとおり、近年において甚大な自然災害（とりわけ豪雨災害）が頻発していることを踏まえると、環境問題は、県民の生活の安全に直結する非常に重要な問題である。

また、岡山県は、平成30年7月豪雨の被災県であって、環境問題に対して積極的に取り組むべき土壌がある。

しかしながら、エコビジョン2040の「環境保全への取組を推進していくために行政に期待すること」というアンケートの回答（令和2年度）において、最も期待が高い項目は「省エネ機器・設備導入への支援・補助」であり（49.0%）、「環境問題に対する意識向上のための教育」への期待度は、前々回（平成24年度）の30.5%から、前回（平成28年度）19.7%、今回（令和2年度）18.0%と大幅に減少している。

このように、県民の環境問題に対する意識は、必ずしも向上していない状況にあると思われる。

- 2 岡山県は、このような状況を危機的状況ととらえ、県民の環境問題に対する意識向上を喫緊の課題として、積極的に取り組む必要があると考える。

この点、監査の過程において、県職員の方が個別の事業に熱意をもって真摯に取り組んでいることは確認することができた。

もっとも事業の成果検証の在り方等については、民間の事業者が行う事業検証方法等について参考にするべき点が多々あるように思えたことから、監査人としては、監査を通じて事業の有効性について、積極的に意見を述べたつもりである。

なお、包括外部監査は財務監査を基本とするものであり、財務の執行手続きを主として監査の対象とすべきであるが、当初、監査人は、かかる範囲を超えて多数の指摘事項や意見を述べたため、担当の職員の方には負担を生じさせることとなった。

今回、監査人が最終的に指摘事項及び意見としたのは、その中でも特に重要と考えられる事項であり、岡山県においては、真摯に受け止めて改善を検討することを切に願うものである。

- 3 最後に、本件の包括外部監査において対象となった岡山県環境文化部の環境企画課、新エネルギー・温暖化対策室、環境管理課、循環型社会推進課（災害廃棄物対策室を含む。）及び自然環境課の担当職員各位並びに岡山県行政改革推進室の担当職員に多大なる協力をいただいたことについて心より感謝を申し上げますとともに、本監査が岡山県の環境行政の一助になることを祈念して、本件の包括外部監査を終えることとする。

以上